

草津市小規模保育事業  
設置・運営事業者 募集要項

令和元年6月

草津市子ども未来部幼児施設課

## 1 募集の趣旨

本市では、就学前児童数が減少局面を迎えたものの、共働き世帯の増加や就労形態の多様化等を背景に、保育需要がさらに高まっており、認可保育所等の新設や増改築等を推進し、待機児童の解消に向けて、保育定員の増員を図っています。また、延長保育事業や一時預かり事業などの特別保育事業の充実を図り、多様な市民ニーズに対応する保育サービスの拡充を進めると共に、質の高い幼児教育と保育の提供を推進しています。

このたび、保育定員の確保と、さらなる子育て支援の充実を図るため、市内において小規模保育事業を運営する事業者を、以下の条件で募集します。

## 2 注意事項

小規模保育事業の認可基準は、「草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例」および「草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」を必ず参考にしていただき、事業実施や計画等を作成してください。

## 3 募集の概要

### (1) 種別 小規模保育事業A型

平成27年4月から施行された「子ども・子育て支援新制度」における改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「改正児童福祉法」という。）第6条の3第10号に定める事業。

### (2) 募集地域 草津駅周辺および南草津駅周辺の地域

（駅を中心に半径1.5km程度、ただし都市計画法および建築基準法に適合する場所）

### (3) 募集数 2箇所

### (4) 定員規模 1箇所あたり定員19人

### (5) 保育対象 保育の必要性の認定を受けた3歳未満児（0歳から2歳）

### (6) 応募資格 社会福祉法人およびその他の法人（設立予定を含む）

※その他の法人：学校法人、特定非営利活動法人、日本赤十字社、公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人、株式会社、有限会社

### (7) 施設 事業者が所有または賃貸する物件であること

### (8) 開所時期 令和2年4月

## 4 応募資格等

### 1. 応募資格

(1)小規模保育事業A型の運営を希望する者で、かつ、次の要件を満たす者であること。

- ①事業を実施するために必要な経済的基礎として、小規模保育事業A型の年間事業費の1/2分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
  - ②小規模保育事業A型の実施にあたって、不正または不誠実な行為をする恐れがあると認めらるるに足りる相当の理由がある者でないこと。
  - ③資金計画および事業計画が適正であること。
  - ④社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法等を熟知し、保育事業に熱意と理解を持ち、保育の質の向上を常に視野に入れながら、小規模保育事業の運営を適切に行う能力を有すること。
  - ⑤本市の保育行政をよく理解し、積極的に協力すること。
  - ⑥法人および法人が現に運営している施設（系列法人も含む）について、所管庁等による直近の監査・実地指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。
  - ⑦法人もしくは法人の代表者および役員（それぞれ就任予定者を含む）が次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
    - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
    - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
    - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
    - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
    - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
    - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
    - キ 上記アからオに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人
  - ⑧事業実施施設の確保が確実に見込まれること。公募申込書提出時点で、賃借が確実に見込まれる根拠として確約書を提出すること。
- (2) 同一の事業者による複数の応募は可能とする。ただし、複数の応募が採択された場合は、すべて事業化すること。

## 2. 欠格事項

応募者が次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外します。

- ① 同一の場所について複数の提案書類を提出した場合

- ② 当募集要項に定める応募資格や条件等に反する内容で応募した場合
- ③ 申請者および申請者の代理人ならびにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、もしくは草津市社会福祉法人等審査会委員に個別に接触した場合
- ④ 申請書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤ その他不正な行為があった場合

## 5 小規模保育事業の設置等に関する条件

- (1) 施設の設置場所は、草津駅周辺または南草津駅周辺（駅を中心に半径1.5km程度、ただし都市計画法および建築基準法に適合する場所）とする。
- (2) 事業者自らが所有または賃貸する物件において運営を行うこと。
- (3) 施設は事業者(応募者)が確保するものとし、建物は事業者が令和元年度中に整備し、令和2年4月1日から確実に開所するよう進めること。
- (4) 乳児室またはほふく室、保育室、調理設備（調理のための過熱、保存等の調理機能を有すること。）、調乳設備、幼児専用トイレ及び沐浴設備を設けること。
- (5) 乳児室またはほふく室及び保育室には、保育に必要な用具を備えること。
- (6) 乳児室またはほふく室の面積は、満2歳未満の児童1人につき3.3㎡以上、保育室の面積は、満2歳以上の児童1人につき1.98㎡以上あること。
- (7) 実施施設の敷地内に、満2歳以上の幼児1人あたり3.3㎡以上の屋外の遊び場があること。  
ただし、敷地内に適当な遊び場を確保することが困難な場合は、付近にそれに代わるべき空地または公園があること。なお、代替地を設ける場合には、必要面積があり、代替地までの移動も含めて園児の安全が確保され、日常使用できる距離にあること。
- (8) 原則、保育室等が1階に設置されること。  
2階に保育室等を設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。  
ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物または同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。  
イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設または設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号および第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）

以外の部分と調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは

壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。  
この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(9) 昭和56年6月1日以降に建築確認済証を受けていること。また、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工している場合は、耐震調査を実施し問題のないもの、または耐震補強済みのもの。

(10) 保育室が調理室または調理設備、便所と区画されていること。

(11) 児童の保健衛生上必要な日照、採光及び換気等に十分配慮された建物であること。

(12) 火災報知機、消火器および非常警報器具が設けられていること。

(13) 自動体外式除細動器（AED）を設置すること。

(14) 出入り口や門扉に電子錠などの安全対策を講じること。

(15) 地震時の大型家具等転倒防止措置を講じるなど、乳幼児の安全確保の配慮がされていること。

(16) 建築基準法、消防法その他関係法令の要件を遵守していること。

(17) 上記(1)から(16)の他、「草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例」および「草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」における小規模保育事業A型の基準を満たすこと。

(18) 建設計画が周辺住民に理解されるよう、建設計画や運営等（保護者の送迎時の安全対策や渋滞対策も含む）について十分に検討し、申込みまでに整備地のまちづくり協議会会長および町内会長に事前に説明を行い、意見を収集すること。さらに、可能であれば申込みまでに事前に地元住民へ十分な説明を実施すること（まちづくり協議会会長および町内会長、地元住民等への説明内容を示す書類（議事録等）を添付すること。）なお、共同住宅・テナントビル等にて事業を行う場合は、同階利用者の他、上下階利用者を対象に説明等を行うこと。

(19) 土地や建築に関する関係法令等を満たし、必要な許認可が確実に得られる見込みであるも

のとし、本市または関係機関の所管課などに確認のうえ、実現可能な整備計画書として提出すること。

- (20) 一時預かり事業等を実施する場合は、事業実施において必要となる面積を確保すること。
- (21) 障害児の受け入れが行えるよう十分配慮した施設とすること。
- (22) 入所児童の保護者による児童送迎用のための駐車場、駐輪場を確保すること。
- (23) 同一施設内で他の事業を複合的に行う場合、小規模保育事業を行う場所と明確に区分けをすること。

## 6 小規模保育事業の運営に関する条件

- (1) 新設する小規模保育事業の定員は、19人とする。
- (2) 保育対象は3歳未満児とし、0歳児から2歳児までの定員を設けること。（定員構成は0歳児 $\leq$ 1歳児 $\leq$ 2歳児とすること）
- (3) 施設長は、保育士資格を有する者であって、児童福祉施設、小規模保育施設、市町村に届け出のある認可外保育施設において、通算5年以上の保育士勤務経験を持つ者で、乳児保育の経験を有する者とする。

ただし、施設長と同等の要件を有する者を、保育責任者として配置する場合は、前述の要件を満たさない者が施設長となることを可能とする。

- (4) 保育士、嘱託医および調理員を配置すること。ただし、調理業務の全部を委託するもしくは搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。
- (5) 保育士の配置は、下記に示す配置基準を満たすこと。なお、1・2歳児は4人につき保育士1人以上の配置を努めること。

0歳児	3人につき保育士1人以上
1歳児	6人につき保育士1人以上
2歳児	6人につき保育士1人以上

この定数のほかに1名加算して配置すること。

なお、保育士の数の算定に当たっては、当該施設に勤務する保健師、看護師または准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

- (6) 開所時間は1日11時間とし、延長保育を実施すること。
- (7) 多様な市民ニーズに応えるために、保育サービスの多機能化（一時預かり事業、休日保育等）を積極的に行うこと。
- (8) 子育て支援事業や地域活動事業に取り組むこと。

例）園庭開放、子育て講座、親支援講座、育児相談、子育てサポーター育成、地域行事参加等

- (9) 給食については、自園で調理を行うこと。また、給食におけるアレルギーへの対応は、除去

食、代替食などにより、子ども1人ひとりの状況に応じたものとする。

なお、調理業務は委託することができる。その場合は、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省家庭局長通知）を遵守すること。

また、園外で調理された給食の搬入（外部搬入）は原則として認めないが、連携施設または近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院から搬入することは可能とする。

- (10) 給食は、あらかじめ各法人によって作成された献立に従って行い、その献立は出来る限り変化に富み利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとする。また、食品の種類および調理方法について栄養ならびに利用乳幼児の身体的状況および嗜好を考慮したものとする。
- (11) 必要な医薬品、医療品を常備すること。また、医療機関との連携を図ること。
- (12) 職員に対しては年1回、児童に対しては保育の開始時の健康診断を含め、少なくとも年2回健康診断を学校保健安全法（昭和33年法律第56条）に規定する健康診断に準じて行うこと。給食事務に従事する職員は、月1回以上検便を行うこと。
- (13) 保護者との交流を図り、保護者の意見を施設の運営に反映させること。
- (14) 保育士等の資質向上に向けて、人権研修を含め、研修を積極的に実施すること。
- (15) 日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）以外は、原則開所すること。
- (16) 利用者負担額は、草津市が定めた利用者負担額を事業者で徴収し運営費に充当すること。
- (17) 原則として、市が予め認めた費用以外の費用負担を保護者に求めないこと。
- (18) 事業実施までに、保育内容の支援及び3歳児以降の受け入れを担う連携施設を確保し、「草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例」の第6条第1項各号に掲げる連携協力について明記した協定書の締結を行うよう努めること。なお、卒園後、3歳児以降の受け入れについて、連携施設の確保・設定が困難であり、更なる環境整備が必要であると市が判断した場合は、経過措置（令和2年3月末まで。ただし、関係法令の改正により延長する場合あり。）の範囲内で確保するものとする。

<連携施設の役割>

	具体的内容	経過措置の有無
保育内容の支援	園庭開放、合同保育、代替保育、合同健康診断、給食の搬入など	無し
卒園後の受け入れ	小規模保育施設卒園後の保育の継続を担う受け入れ施設	有り

※「保育内容の支援」の具体的内容は例示であり、支援内容は事業者の運営体制によるものとします。



(19) 保育中における入所乳幼児の事故等に備えて、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年3月内閣府）」等を参考に事故発生の防止や事故が発生した場合の対応のための指針を整備するとともに、損害賠償責任保険に加入すること。

(20) 施設の運営費として、児童の年齢区分、保育必要量等に応じた地域型保育給付費の支弁を行う。地域型保育給付費の額は、国が示す公定価格から、市が定める利用者負担額を差し引いた額とする。

## 7 施設整備にかかる補助金

(1) 本市は、厚生労働省に対して、小規模保育事業の整備にかかる補助金の協議を行い、当該事業が採択された場合は、本市が小規模保育事業の新設・運営法人として決定した事業者（以下「決定事業者」という。）に、「草津市児童福祉施設整備事業補助金交付要綱」の規定に基づき、本市の予算の範囲内で補助金を交付します。（注1）

(2) 施設整備費として、事業の実施にあたり賃貸物件等による小規模保育事業の設置および改修等に要する費用（改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く））について、補助基準額2,200万円に8分の7を乗じて得た額を補助金額の上限とします。（注2）

（注1） 当該補助金については、「保育対策総合支援事業費補助金」（厚生労働省）を財源とするものです。

（注2） 賃借料については、市補助金の交付決定以降から令和2年3月まで。

### <補助額>

	補助基準上限額
改修費等補助	2,200万円

### <補助率・負担割合>

	補助率	内 訳		事業者負担
		国	市	
【草津市】補助基準	7/8	2/3	5/24	1/8
【国】補助基準	3/4	2/3	1/12	1/4

※国基準では事業者負担は1/4ですが、市にて上乘せ補助を行い事業者負担を1/8とします。

※資金計画の作成に際しては、令和元年度における草津市児童福祉施設整備事業補助金交付要綱に基づき、市幼児施設課に内容確認の上、補助金額を算出してください。

※補助金交付においては、国との協議が必要であるため、採択が保証されるものではありません。

## 8 提出資料および提案内容

提出書類は、別紙1 提出書類一覧に掲げたとおりとします。

提案内容等は、次の項目とします。

(1) 小規模保育事業運営の基本理念等について

- ・応募した動機について(様式4-1-1)
  - ・小規模保育事業運営の基本理念および保育計画の大要等について(様式4-1-2)
- 小規模保育事業における保育目標、方法、保育計画等を記載ください。

(2) 保育の実施体制について(様式4-2)

小規模保育事業の実施体制について、保育士の雇用等に関する考え方を含め、提案してください。

(3) 家庭および保護者との信頼関係の構築について(様式4-3)

保護者との信頼関係を築くための取組み等について提案してください。

(4) 通常保育以外の実施予定事業について(様式4-4)

通常保育以外の事業(延長保育事業、障害児保育事業、一時預かり事業等)について、実施予定のものとその取組み内容について、具体的に提案してください。

(5) 地域子育て支援への取組み内容について(様式4-5)

地域子育て支援について、どのように取組むか、具体的に内容を列記の上、提案してください。

(6) 関係機関との連携および地域との交流・連携について(様式4-6)

関係機関(行政、子育て関係機関、保護者会等)との連携や地域交流について、どのように取り組むか具体的に提案してください。

(7) その他の取組みについて(様式4-7)

①事故防止・安全対策の取組み、②衛生管理・感染症予防、③給食についての考え(実施体制、献立作成・栄養管理、食育等)について、それぞれ提案してください。

(8) 職員の研修について(様式4-8)

保育士等の資質向上に向けて、人権研修を含め、職員研修の実施内容について提案してください。

(9) アピールポイントについて(様式4-9)

当該施設の特徴や工夫点を含め、その他アピールポイントがあれば記述してください。

## 9 選考の方法等

(1) 事業者の選考

草津市社会福祉法人等審査会(以下「審査会」という。)において、書類審査およびプレゼンテーションを実施し、事業者を選考します。プレゼンテーションの実施要領については、

受付時以降に応募者へ配布します。また、審査会での審査に付するにあたり、市が事業者の代表者等にヒアリングを実施します。

## (2) 選考結果と公表

設置・運営事業者の決定は、令和元年9月下旬から10月上旬ごろを予定しており、選考結果は文書で通知します。電話等による問い合わせには応じられません。審査の結果、「該当なし」とする場合があります。決定事業者の名称や計画概要については公表を行います。

## 10 スケジュール

令和元年 6月3日(月) 募集要項配布開始

6月3日(月)～7月31日(水) 応募受付期間(土日祝日は除く)

9月 草津市社会福祉法人等審査会・選定

9月下旬～10月上旬 法人決定

令和2年 4月 開所

## 11 その他

- (1) 決定事業者は、本募集要項に記載した諸条件を遵守するほか、施設の整備および運営に当たっては関係法令を遵守することはもとより、草津市の指導に応じること。
- (2) 決定事業者は、近隣住民との連携、調整を十分に行うこと。建築確認申請等の手続きを行う前に、応募者の責任において、近隣住民(特に隣接敷地の住民、町内会等)および関係者に説明を行い、事業の趣旨に関して理解を得るように努めてください。また、工事計画が確定次第、工事スケジュール、工事車両の通行などについても十分な説明を行ってください。
- (3) 施設の整備および設置認可等に係る諸手続きは、決定事業者が行うこと。
- (4) 決定事業者が、施設整備のために補助金を申請する場合は、市施設整備補助金の交付決定前に整備事業に着手することができないので留意すること。また、建築工事の請負業者の選定に際しては、社会福祉法人の場合、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて(平成29年3月29日社援基発0329第1号厚生労働省通知)」に基づいて競争入札を実施する必要があります。
- (5) 事業計画の変更は原則として認めません。変更する場合は必ず事前に協議すること。ただし、事業計画を変更することができるのは、真にやむを得ない理由があると認められる場合に限るものとします。特に、令和2年4月1日の開所については厳守するものとし、事業者の責によらない理由を除き、原則として延期は認めません。
- (6) 市は、決定事業者において、以下の場合、その決定を取り消すことができるものとします。この場合、事業者は、すでに要した費用の弁済を求めることはできません。

- ①本募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき。
  - ②当初予定していた施設等の確保が困難になるなど計画内容に大幅な変更が生じたとき。
  - ③予定していたスケジュールからの大幅な遅れが生じたとき、あるいは事業実施の目処が立たなくなったとき。
  - ④その他の事情により、適切な保育事業の実施が困難と認めるとき。
- (7) 事業者選定後、事業の実施を取りやめる場合は、必ず事前に協議の上、速やかに辞退届を提出すること。
- (8) 応募のために支出した費用等については、市は補填しないものとします。
- (9) 応募に当たり質問がある場合は、軽微な場合を除き、令和元年6月28日（金）までに、別紙「小規模保育事業設置・運営法人公募に係る質問書」により下記問い合わせ先までFAXまたは電子メールで送付し、送付した旨を電話にて連絡してください。ただし、審査内容や評価項目等に関する質問については回答できません。なお、質問内容および回答は、本市が必要と判断した場合は、質問された法人等以外の法人等への周知や質疑回答内容として、本市ホームページに掲載することがあります。
- (10) 応募に際しての質疑回答内容や応募期間中に応募者への連絡事項が生じた場合は、本市ホームページ（運営事業者募集）に掲載することがありますので、当ホームページについては定期的に確認をしてください（当ホームページ記載事項を確認しないことによる不利益については、一切責任を負いません）。

## 12 事務局（応募申込書提出先等）

草津市子ども未来部幼児施設課（総務・施設係）

〒525-8588

草津市草津三丁目13番30号 本庁舎横 さわやか保健センター2階

電話 077-561-6968

FAX 077-561-6780

E-mail [yojishisetsu@city.kusatsu.lg.jp](mailto:yojishisetsu@city.kusatsu.lg.jp)

応募受付期間

6月3日(月)～7月31日(水) 17時15分まで 期限厳守

(土日祝日は除く。)

◆持参のみの受付とします。郵便での提出は認めません。